

令和 7 年度潮来市商工会
2025 わくわく抽選会事業実施要領

1 事業の目的

年末に向かい、物価価格高騰等の影響により売上げが減少している市内事業所を支援するため、令和 7 年度潮来市商工会 2025 わくわく抽選会事業（以下「わくわく抽選会」という。）の実施をもって、落ち込んだ市内の消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として実施する。

2 事業の概要

- （１）加盟店において、商品購入等に対し 5 0 0 円ごとに抽選応募券を 1 枚もらう。
または、加盟店にて購入分のスタンプを押印してもらう。
- （２）専用ハガキを使用し、3,000 円のお買物で 1 口応募が可能
- （３）応募券貼付と、加盟店スタンプの併用も可とする。
（１人何口でも応募が可能、ハガキ 1 枚につき 1 口とする）
- （４）賞品はお買物券とし、本数 7 7 7 本、総額 1,249,000 円分とする。
- （５）当選者は、加盟店で商品購入等にお買物券を利用することができる。

3 事業主体

潮来市商工会

4 加盟店（利用できる店舗）

潮来市商工会員であり、市内に事業所・店舗を有していること。また、当事業における加盟店登録名簿に登録された店舗（以下「加盟店」という。）

加盟店には、加盟店であることを表示するための、のぼり旗を立ててもらう。

のぼり旗は、1 枚目は無料配布。2 枚目以降 1 枚につき 1,000 円とする。

※なお、次の事業所は登録できない。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）に規定する営業を行うもの
- （２）特定の宗教・政治団体と関わるもの
- （３）業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- （４）事業所の役員等が暴力団や暴力団員、又は暴力団員と関係を有しているもの
- （５）その他、事業主体が趣旨に反すると判断したもの

5 加盟店申込方法（別紙 1）

別紙に必要事項を記入し、受付窓口（潮来市商工会）に提出する。（FAX 可）

申込期間：令和 7 年 8 月 15 日（金）～9 月 30 日（火）（土日祝日を除く。）

※以降も希望があれば随時受付とする。

6 応募券配布・加盟店スタンプ押印実施期間

令和7年11月1日（土）～令和7年12月31日（水）

7 抽選応募受付期間

令和7年11月1日（土）～令和7年12月31日（水）（消印有効）

※商工会業務時間内（午前9時～午後5時）は、窓口持込も可とする。

8 抽選について

令和8年1月7日（水）【予定】

9 賞品について

加盟店で利用できる、お買物券総額 1,249,000 円分とする。

お買物券は、1枚 500 円とし、おつりは出ません。

賞品利用期間：令和8年2月8日（日）まで

1等 10本（お買物券 10,000 円分）

2等 191本（お買物券 3,000 円分）

3等 576本（お買物券 1,000 円分）

10 お買物券使用対象外物品等

- ・出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネー等の換金性の高い物の購入
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ類等の購入
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業等社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- ・特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・その他、発行主体が使用について相応しくないと判断した商品、サービス

11 換金方法（別紙2）

期間：令和8年2月13日（金）まで（土日祝日を除く。期間厳守）

窓口：潮来市商工会（午前9時から午後4時）

その他：①支払方法は口座振り込みによる支払いとします。

②申請書確認後、2月20日（金）までに指定口座へ振込みとする。

③換金手数料、振込手数料は商工会が負担とする。

④お買物券裏面に、店舗名の押印したものに限る。

1 2 周知・広告

- ・加盟店は、加盟店のぼり旗を店頭などに必ず掲示すること。
- ・市及び潮来市商工会等のホームページ、広報誌、新聞折り込みチラシの活用など、幅広く本事業の広報に努める。

潮来市商工会 HP <https://www.itako-cia.jp/>、LINE 発信

1 3 注意事項

- (1) 抽選券・賞品の盗難・紛失等に伴う損害については、発行者である潮来市商工会は、その責任を一切負わないものとする。
- (2) 潮来市商工会は、加盟店がこの要項の各事項に違反すると判断した場合、換金の拒否や加盟店資格を取り消す場合がある。
- (3) お買物券には、偽造防止ホログラムが加工済。
不審な券にはご注意ください、発見した場合は下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

潮来市商工会

潮来市潮来 1086-1

TEL0299-94-6789 FAX0299-94-2346

✉ info@itako-cia.jp